

個人情報保護委員会（第126回）議事概要

- 1 日時：令和元年11月18日（月）11：00～11：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：熊澤委員長代理、丹野委員、小川委員、中村委員、大滝委員、藤原委員、大島専門委員
其田事務局長、福浦事務局次長、青山総務課長、佐脇参事官、
山崎参事官、松本参事官

4 議事の概要

(1) 議題1：第41回データ保護プライバシー・コミッショナー会議出張報告について

大島専門委員から、「令和元年10月20日から25日まで、アルバニアのティラナにおいて開催された第41回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（ICDPPC）に参加した。まず、データ保護機関のみが参加するクロズドセッションにおいて、本会議の将来に関する議論が行われ、新たに会議の名称をGlobal Privacy Assembly（GPA）として、ロゴマーク並びに本会議に対する助言のための外部機関の創設が決定されるとともに、令和3年までの戦略計画等の決議が採択された。また、私は「地域/言語/トピック固有のネットワークからのアップデート」というセッションにおいて、本年5月にAPPAフォーラムを主催した経験も踏まえ、APPAを代表して地域ネットワークとしてのAPPAの活動を紹介した。これまで私も、APPAフォーラムに出席したし、またEUとの相互認証に向けて欧州DPA各国を訪問してきており、今回懐かしい面々にお目にかかることができ、大変良い機会だったと認識している。

データ保護機関に加え有識者や民間企業等も参加するオープンセッションにおいては、山地専門委員がパネル1「データ保護法におけるグローバル・コンバージェンス」にパネリストとして登壇された。また、米国商工会議所等の主催するサイドイベント「架け橋の構築」において、同イベントにおける議論の総括を含む閉会挨拶をされたので、その点もご紹介させていただく。なお、GPAと名称が変わり、次回第42回はメキシコ、次々回第43回はニュージーランドで行われる予定となっている。

また、一点付け加えると、先週は、プライバシー保護法制定の動きがあるインドにおいて、日本におけるDPAの在り方として、当委員会の活動状況等について紹介してきた。その中では、「データローカライゼーションに陥るのではなく、相互に信頼性が確保されたデータフリーフローの実現について、世界経済発展のため発信してきたつもりである」旨の報告を行った。

丹野委員から「2年前のコミッショナー会議で当委員会が正式にメンバーとして承認されて、それからわずか3回目の今回の会議において、こうい

った議論に参加し、リーダーシップを取れるようになったことは、非常に感慨深い。特に、アジア太平洋地域のネットワークを代表して、A P P Aの活動について紹介できたことはとても良かったと思う。引き続き、様々な国際的な議論に貢献していかなければならないと考える」旨の発言があった。

熊澤委員長代理から「今回新たな名称やロゴ、助言のための外部機関の創設が決まったということで、本会議の新たな活動にも期待したい。当委員会としても、引き続き本会議へ積極的に貢献していきたいと考える」旨の発言があった。

(2) 議題2：独自利用事務の情報連携に係る届出について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

独自利用事務の情報連携に係る届出について原案のとおり了承され、総務大臣に通知することとなった。

(3) 議題3：マイナンバーガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

藤原委員から「別紙1の2頁の『認識することが困難なケースは存在し得ると考えられます』との箇所は、この記載が最も適切か。普通の実務であれば、契約する際に個人番号が入っている旨を伝えるし、伝えなかったとしても確認するため、こういうケースは存在し得るかも知れないが、あまりないのではないか」という旨の発言があった。

これに対し、其田事務局長から「当該箇所は、論理的にはこういうケースがあり得るという考え方で整理したもの」という旨の発言があった。

熊澤委員長代理から「無許諾の再委託事案が相次いで判明したところであり、今回、番号法違反と判断され得るケースを改めて整理することにより、委託者・受託者双方に、番号法に則った再委託への理解が浸透することを期待したい」旨の発言があった。

原案のとおり決定され、官報掲載等の手続を進めることとなった。

以上